# 第１回あま市権利擁護支援センター設立準備委員会議事録（要旨）

日時　令和元年１０月２８日（月）
午後１時３０分から
場所　あま市役所甚目寺庁舎
２階　第１会議室

出席者等：委員８人、市長が必要と認める者１人
事務局５人、関係職員９人

１　あいさつ
村上市長より。

２　委員紹介
事務局より各委員を紹介後、事務局等を紹介する。

３　議題
⑴　委員長の選任及び職務代理委員の指名について
吉田委員を委員長に選任し、吉田委員長から平田委員を職務代理委員に指名した。
本委員会の位置づけは、職員で構成するあま市権利擁護支援センター設立検討会（以下、「設立検討会」とする。）において、検討した権利擁護支援の協議内容について、本委員会に報告し、各委員の専門的な見地から意見や助言を得て、設立検討会でさらに深める。

⑵　成年後見制度利用促進について
事務局
①国の現状
認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいを持つ人々の財産や身上監護が十分にされていないこと、社会全体でそれらの人々を支え合う地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成２８年４月８日に成立した。
成年後見制度の利用促進に当たって、国が成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国基本計画」とする。）を策定した。国基本計画のポイントは、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」の３点で

ある。
これらは財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代等、①制度の広報、②制度利用の相談、制度利用促進（マッチング）、④後見人支援等の４つの機能の整備、本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（協議会）づくりやコーディネートを行う「中核機関」の整備が求められている。
国基本計画に係るＫＰＩ（目標）では、令和３年度末までに、全１７４１市区町村が中核機関を整備し、成年後見制度や相談窓口の周知を行い、協議会等の合議体を設置する目標が掲げられている。
地域連携ネットワークとその中核となる機関について、国は“権利擁護のセーフティネット”と表現している。
「チーム」は、本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みである。すでにある個々の支援チームから地域連携ネットワークを捉えていく。
「協議会」は後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体になる。ポイントは司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築することである。
「中核機関」とは、地域連携ネットワークの中核となる機関であり、地域の権利擁護を果たすように主導する役割を持つ。専門職による専門的助言等の支援を確保することも中核機関が担う。ほかに協議会の事務局機能を担う。この中核機関はいわゆるハコモノ新設ではなく、地域に応じて柔軟に整備する観点から、具体的な要件はない。
これらを踏まえ、地域連携ネットワークと中核機関のイメージは資料の「地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について」とあるスライドのようになり、権利擁護が必要な方においては、中核機関が主導し、三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）や医療・福祉関係団体、社会福祉協議会（以下、「社協」とする。）、家庭裁判所などと連携し、地域で支援していくものが地域連携ネットワークとなる。

②愛知県内の状況
県内で中核機関整備済みと回答した市町は、豊橋市、豊田市、小牧市、高浜市、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町の１０自治体である。また、平成３０年１２月３１日時点で、あま市では被後見人が６５

人、被保佐人が８人、被補助人が４人の合計７７人となっている。

③あま市の現状

平成３１年４月１日現在、あま市の総人口は８８，７８３人で、６５歳以上の人口は２３，２０１人の高齢化率は２６．１３％である。介護認定者は要介護３が４５２人、要介護４が４４８人、要介護５が３１６人あり、知的障がい者（療育手帳所持者）は１８歳以上が３８４人、１８歳未満が２３３人で、精神障がい者（精神保健福祉手帳所持者）は８４５人あり、あま市にも潜在的な対象者があると思われる。

この現状を踏まえ、あま市において成年後見制度利用促進基本計画（以下、「市基本計画」とする。）を策定した。基本理念は「地域で安心して暮らすことができる権利擁護のまち」とし、基本目標は、①地域連携ネットワークづくりの推進、②権利擁護に関わる体制の整備・推進を挙げた。

①地域連携ネットワークづくりの推進では、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に向け、司法等を含めた体制づくりを進めていくことを位置づけた。

②権利擁護に関わる体制の整備・推進では、既存施策との横断的・有機的連携を図り、成年後見制度の利用助成について検討していくこととした。

④これまでの進捗状況

本日の委員会を開催するまでに、設立検討会を４回開催した。

これまで、成年後見制度利用促進の基礎知識、地域連携ネットワークや中核機関の機能を理解し、豊田市や名古屋市社協の取り組みを学んだ。

次に、あま市における成年後見支援の課題を抽出し、あま市権利擁護支援センター（以下、「センター」とする。）及び中核機関に必要な機能の検討、センターの設置形態ごとのメリット・デメリットを整理した。

その後、尾張東部成年後見センター（現尾張東部権利擁護支援センター）や名古屋市社協の先行事例を通じて、中核機関の３機能（①司令塔機能、②事務局機能、③進行管理機能）の理解を深め、進行管理機能の４機能の優先順位を確認した。

直近では、愛知県内における中核機関を整備している団体の状況を共有した上で、センターの設置形態は機能分散型で検討することの意見を集約するとともに、センター設置までのスケジュールを共有及び確認した。

事務局として、令和３年４月にセンターを設立し、７月から開所できるよう、令和元年度から２年度の間に検討を重ねたいと考えている。今年度、来年度ともに本委員会を３回ずつ、設立検討会は全１２回開催し、中核機関や

センターの立ち上げに向けて協議していきたい。

（質疑応答）
委員
　資料にセンター設置形態案が３つあるが、事務局説明にて機能分散型で検討していると話があった。もう少し詳しく説明がほしい。

委員長
　次の⑶がその議題となるため、後ほど説明する。

委員
　現状、国から市に求められていることなどは理解できた。国が言っているからセンターなどを設置するというよりも、これまで検討してきた中で、身近な業務を通して必要性を感じたことなどがあったら教えてほしい。

事務局
　第２回設立検討会において、市民向けの相談窓口が明確でないこと、制度が広く周知できていないこと、ケアマネジャーなどの支援者が本人に対して制度利用につなげた方がいいか判断するにも、制度の詳細な知識が不足している部分があることなどの意見や課題が挙がった。

委員
　利用促進の中に日常生活自立支援事業からのスムーズな移行があるが、成年後見制度に移ると良いと思われる事例を含め、連携はあるか。

事務局
　いま取り立てて連携して取り組んでいるケースはない。今後、センターを設置して運用していけば、日常生活自立支援事業との連携は必須と考える。今後、どのような形が望ましいかも含め、意見をもらいながら検討したい。

委員
　中核機関を設置するに当たって、委託が多い理由は何か。
　また、社協での法律相談において、介護が必要な人の意思能力についての相談もある。制度説明はするが、躊躇されるのは、費用はどうか、後見人が誰になるか、専門職が後見人だと基本報酬が必要で、最終的にはどうなるかという質問が結構ある。受任者調整の話もあったため、この点を聞きたい。

事務局
　委託が多いのは、このような業務は社会福祉士等の専門的な資格を持った職員が対応することが望ましい。行政だと職員の異動は避けて通れず、引き継ぎの問題が出てくる。社協も異動はあるが、専門的な資格を持って、日頃から福祉業務に携わる社協の方が担えるだろうという判断かと思われる。
　費用に関して、各市町村に利用促進に関する報酬助成の要綱はあると思われる。ただ、どこまで利用促進につながる内容なのかはさまざまで、あま市の場合は、市長申立ての費用を負担しており、後見人が選任されたのち、後見人報酬を助成する内容である。今後、広く一般の方が利用したいときに助成できる内容には現状ないため、今後、協議を重ねていきたい。
　候補者の関係について、現状は申立ての際に候補者を挙げる。必ずしもその候補者が選任されるとは限らず、家庭裁判所の審判になるというのがこれまでの定石だと認識している。今後、受任者調整した候補者が家庭裁判所で選任してもらえるよう、より信頼度の高いセンター運営を目指したい。

⑶　あま市権利擁護支援センターの設置形態案について
事務局
　設置形態案は直営型、委託型、機能分散型の３種類が挙げられる。担い手となる機関、担う機能、開設時に実施する業務、将来的に実施すべき業務については、どの設置型においてもほぼ同様である。
　直営型の場合、担い手となる機関として、部署新設、直営の地域包括支援センターもしくは直営の生活困窮者自立支援窓口が担い手となり得る。担う機能はすべてを市役所が担うことになる。一部、担い手となる機関が市社協、既設ＮＰＯ法人、法人新設となっている部分は、市が直接実施することのない法人後見の部分を受任ケースの選定も含めて、社協やその他の法人に委託実施する必要があるというものである。
　委託型の場合、担い手となる機関は市社協や既設ＮＰＯ法人、法人新設となる。担う機能の司令塔機能の米印は民間法人に委託した場合でも、地域連携ネットワークの構築や利用促進基本計画の策定・進捗管理は行政が主体的に関わっていく必要がある。
　機能分散型の場合、あま市の社会資源を活用する観点から、市と市社協がその担い手となると考えている。これは共同実施がより求められるが、それぞれの強みを生かした運営ができると考える。担い手となる機関の一番下に海部圏域等の広域組織とある。担う機能として、協議会の一部機能になるかと思われる。海部地域でも順次、中核機関ができ、それぞれの範囲で協議会がつくられることとなるが、受任者調整の部分で、市域での専門職との協働

のみでは、今後担っていくことがおそらく難しくなるだろうということ、広域的な活動の中で困難ケースのスーパーバイズが期待できるのではないかと考えている。いますぐではないにしても、協議会の一部機能も機能分散という形で持つことができるのではないかとも考えている。

（質疑応答）

委員

どの設置形態にしても費用は同等に必要かと思うが、必要経費について機能分散型にするメリットはあるか。

事務局

どの設置形態で実施しても、ほぼ同等に必要であると考える。いずれの場合も、有機的な連携がなければ機能しないという弱点はあるが、少しでも早く制度の利用促進や権利擁護を進めていくためには、機能が１か所の負担にならず、分担してやっていくと動きやすいのではないかと考えている。そのために機能分散型を検討している。

委員

豊田市のような形態ということか。

事務局

豊田市の現場の動きは、ほぼ社協の方で実施し、市は方針や進め方、進捗管理、地域連携ネットワークを実施されていると認識している。こちらの機能分散型では、それよりももう少し直営部分で担う機能を多く含めている。その詳細については、年度内に案を固めていきたい。

委員

実際にいまある人や物を活用しないと、新しいものを立ち上げるにはエネルギーが必要となる。このような形の方が早くできあがると思う。

委員

直営型の担い手となる機関にて、部署新設となると、新たに別で人員を増やすということか。

事務局

部署新設については、３人ほど職員が必要な場合、人員を配置するのは容

易でないと思われる。社会福祉士等の資格を持った者を計画的に募集していかないと難しい。職員はある範囲で充て、不足する部分は新たに雇うことになるかと考える。新たに雇う場合、できれば経験者に臨時職員などの形で配置することも視野に入れている。

委員
　障がいのある方で、地域包括支援センターが対象とする年齢に到達していない者だと、社協で相談することがある。直営になった場合、障がいのある方も高齢者も相談窓口がひとつになるのか。

事務局
　窓口を明確化する点でも、年齢による区別もなく、障がいのある方も高齢者も同じ部署、同じ窓口で相談を受ける。

委員
　社協へ委託になった場合、成年後見に関しての相談は委託先で、地域包括支援センターはいまのまま、高齢者の相談という形であり続けるのか。

事務局
　委託型は委託する業務の幅を決める。現状で地域包括支援センターは直営と委託があるが、業務として重複することは仕様書上ないと考える。委託の権利擁護支援センターが新たにできれば、そこで成年後見に関する相談を受けることになる。

委員
　いま検討が進んでいるのは、機能分散型であり、今後さらに内容を深めていこうと考えているという理解でいいか。

事務局
　はい。この方向性に視点や考えに不足はないかなど、意見等いただきたい。

委員
　市長申立てして、結論が出るまでに自治体によって期間が違うことがある。市長申立てをお願いしたときも、迅速な結論が出せるようなやり方を検討してほしい。

委員
　期間に関しては、同様のケースは感じている。期間の短縮ができる体制があるとありがたいと思う。
　機関に関しては、現状ある体制を取りながらスピーディーに移せるよう、現在検討している機能分散型を中心にすることが望ましいとの印象を受けた。

委員
　あま市の現状では、障がい者と高齢者は後見制度の中で二分化している。機能分散型という中で、それぞれ強みを生かした展開をしていく方が機能的あるいは効果的だと感じている。将来的には、色んな相談窓口が一本化できれば、理想的だと考えている。

委員
　困っている本人や家族が幸せに生きられるようになってほしいというのが私の願いである。本人たちの目線でセンターを設置してほしい。

委員
　ご本人や家族への一般広報も必要だが、ケアマネや包括、支援員、民生委員、日常生活自立支援事業担当者などへの研修を今からでも行ってはどうか。
　この４月から関係者がつくる本人情報シートがあり、家庭裁判所での後見人選任の際にも資料として取り扱われている。地域での研修にこのシートを使う取り組みができれば、後見人の選任が有意義にできるのではないか。

委員
　本人情報シートについて、マニュアルのようなものが付いているが、それを読み込んで書くことは大変だと思っている。必ず使うツールであるため、福祉関係者への周知が大切だと感じた。そういう研修を行うといった機能がセンターにあると非常にいいのではないか。

委員
　私も機能分散型がいいと思って聞いていた。同じ福祉の専門職でも連携することは難しい。今後、機能分散型で、それぞれが得意なところを担いながら、事前研修なりの準備は必要だと思う。

名古屋家庭裁判所
　成年後見制度を利用し、利用者の権利保護を実現するためには、裁判所と

地域の連携は不可欠であるが、まだ十分ではない。また、後見人の選任については、裁判官の判断事項ではあるが、日頃から、制度利用者と交流があり、利用者の情報を得やすい地域の方々に、本人情報シートの作成に協力していただくことで、裁判官も判断しやすい。市長申立てで、市が候補者を推薦する者に関しても、どういう対象で、どういった状況かが分かれば、スムーズな手続きが可能となる。市との連携がより重要だと感じた。

⑷　その他
　事務連絡のみ